

広島県告示第六百八十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第二号ロの規定によつて、平成二十四年広島県告示第六百十号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和七年八月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和七年七月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和七年七月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変		更		後	
変		更		前	
区域		区域		区域	
鞆の浦区域 （鞆の浦漁業協同組 合の地区）		鞆の浦区域 （鞆の浦漁業協同組 合の地区）		鞆の浦区域 （鞆の浦漁業協同組 合の地区）	
一 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として底びき 網を使用して営む 漁業		一 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として底びき 網を使用して営む 漁業		一 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として底びき 網を使用して営む 漁業	
二 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として刺し網 を使用して営む漁 業		二 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として刺し網 を使用して営む漁 業		二 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として刺し網 を使用して営む漁 業	
三 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ る底びき網と小型 定置を併せて営む 漁業					